

## 若年者に対する法教育について

平成24年3月22日

法務省大臣官房司法法制部

法務省では、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書において、司法における国民的基盤の確立が掲げられたことを受け、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度及びこれらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方や公正な判断力及び社会への参加意識を身につけるための法教育の普及・発展のため、様々な取組を行っています。

民法の成年年齢引き下げについての議論においては、学校教育における私法分野に関する教育の充実の必要性が指摘されているところですが、法務省では、いわゆる私法分野教育についても、法教育の一環として普及・発展のための取組を行って参りました。

まず、平成16年11月に取りまとめた法教育研究会の報告書において、法教育で取り扱うべき主たる内容として、ルール作り、私法、憲法、司法の4つの領域を挙げ、私法分野に関する教育を法教育の一環として位置付けました。具体的には、「個人と個人の間を規律する私法分野について、学習機会の充実を図る。その際には、日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をして、契約自由の原則、私的自治の原則などの、私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる。」と明記し、

具体的な事例を通じて、契約成立の要件、契約が解消できる場合、消費者を保護するための施策を理解させることを目的とした「私法と消費者保護」の教材を作成しました。

平成17年5月には法教育推進協議会を発足させ、法教育教材を分かりやすく、使いやすくするためのQ&A集及び授業実践を録画したDVDを作成しました。

さらに、平成19年には法教育推進協議会の下に、私法分野教育の在り方に関する検討等を行うための私法分野教育検討部会を置き、平成21年には、検討結果を報告書及び教材として取りまとめました。報告書では「私法は、市場経済の基本法であるとともに日常生活の規範であり、市民社会の基盤である。社会生活において最も身近な法は、民法を中心とする私法にほかならない。私人と私人との間の水平関係において、取引、組織、家族等の社会の基本的なルールを定める私法は、憲法と並ぶ重要性を有する。また、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの生きる力をはぐくむという教育的な観点から見ても、個人に関することは個人が自由意思によって決定したことを尊重し、それをもとに社会をつくるといういわゆる私的自治の原則をはじめとして、私法の考え方を身につけることは極めて重要である。私法は個人の欲得の問題として軽視される傾向があるが、法領域の重要性の観点からも、教育の必要性の観点からも、私法についての学習を抜本的に充実させる必要がある。」と明記し、具体的な事例として、小学生を対象とした約束をすること守ることについての教材例、中学生を対象とした契約についての教材例、高校生を対象とした雇

用・労働問題についての教材例をそれぞれ作成しました。

法務省では、これらの検討を踏まえ、また、作成された教材例の実践を通じて、更なる法教育の普及・発展を図るため、法教育論文コンクールの実施や、各地での法教育推進プロジェクトの企画立案を行っていますが、これらの取組を通じて私法分野教育についても具体的な成果が現れつつあります。例えば、本年度の論文コンクールにおいては、学校の教員と司法書士が共同して私法に関する教育を実践した事例が受賞作の一つとして選ばれました。また、平成22年度から実施されている京都法教育推進プロジェクトでは、高等学校において民事模擬裁判が実施された事例が報告されていますし、平成24年度から予定されている岐阜法教育推進プロジェクトでも、商業高校を対象とした私法分野教育を行うことが検討されています。

法務省では、これまでの裁判所、検察庁、弁護士会、司法書士会といった身近な法律専門家の協力を得ながら法教育を推進して参りましたが、とりわけ私法分野教育に関しては、弁護士・司法書士のみならず、法務局や法テラスといった身近で全国的な組織を持つ機関が積極的に関与することが期待されています。近時、法務局職員による私法分野教育への取組は飛躍的に増大し、中高生等を対象として、平成22年度は105件、対象者数7061人、平成23年度は12月末までで46件、対象者数3094人の法教育授業を実施しました。法務省では、今後も関係機関と協力しながら、私法分野教育の一層の充実に向けて取り組んで参ります。